

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向 1

地域における
子育て支援

施策の方向 2

母子の健康
確保と増進

施策の方向 3

子どもの
健やかな成長
のための教育
環境の整備

施策の方向 4

子育てを
支援する
生活環境
の整備

施策の方向 5

仕事と生活の
調和の実現

施策の方向 6

児童虐待防止対策

1 児童虐待防止対策の充実

P.104

施策の方向 7

障がいのある
子どもの支援

施策の方向 8

ひとり親家庭の
自立支援

施策の方向 9

子どもの貧困対策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 関係機関との連携等

－現状と課題－

- 北海道函館児童相談所において、虐待の疑いがあるとして通告のあったケース、調査の結果、児童虐待と認定されたケース、それぞれの件数は、年々増加傾向となっており、特に心理的虐待の割合が多い状況となっています。その要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、地域住民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられます。
- このようななか、「函館市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携による児童虐待など要保護児童等に係る支援体制の強化に努めており、構成団体による代表者会議のほか、進行管理や支援の検討を行う実務者会議、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。また、関係機関等を対象に、研修会等を開催しています。
- 本市においては、函館市要保護児童対策地域協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関が連携しているところではありますが、個々の事例の解決につながるよう、さらなる連携やより実効性のある取組みが求められています。
- 国においても児童虐待相談対応件数の増加などを受け、法改正を含め、対策を強化することとしており、平成30年12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童相談所や市町村の体制強化・専門性の強化が盛り込まれています。
- また、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センター（マザーズ・サポート・ステーション）との連携により、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や過程の状況等に応じて支援を実施することも求められています。

－施策の方向－

- 要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、市は調整機関として中心的な役割を担い、支援の一体性、連続性を確保するとともに、児童相談所等関係機関との円滑な連携を強化します。
- また、個々の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議において情報交換等を行い、各機関の役割や支援方針について検討し、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じた適切な対応に努めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市要保護児童対策地域協議会	市や教育委員会、児童相談所のほか、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、民生児童委員連合会、医療機関など、子どもを取りまく関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童等の適切な支援を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行う。	子ども未来部 次世代育成課
②	「子ども家庭総合支援拠点」の設置	要保護児童等の適切な支援を行うため、マザーズ・サポート・ステーションとのさらなる連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことができるよう取り組むとともに、児童相談所等の各関係機関との連携・協働により効果的な対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置をめざす。	子ども未来部 次世代育成課

(2) 発生予防、早期発見・早期対応等

－現状と課題－

- 子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「養育支援訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施し、支援等の充実を図っています。
- また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

－施策の方向－

- 「養育支援訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の連携を深めるなど育児不安や負担感、孤立感の軽減および適切な養育環境の確保に向けた取組みを図るとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上、未受診者等の状況確認などに努めます。
- 相談体制の充実や相談先から関係機関につなぐなどの連携を図るほか、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に努めます。

《個別事業》

No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	主任児童委員、児童委員の活動の促進	(再掲) P.47	保健福祉部 地域福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	児童虐待防止意識啓発事業	児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成し、関係機関に配布するとともに、保護者をはじめ広く市民に周知することで、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る。	子ども未来部 次世代育成課
③	養育支援訪問事業	(再掲) P.32	子ども未来部 次世代育成課
④	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.38	子ども未来部 次世代育成課
⑤	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.38	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.32	子ども未来部 母子保健課
⑦	妊婦健康診査	(再掲) P.58	子ども未来部 母子保健課
⑧	妊産婦保健指導	(再掲) P.58	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児健康診査	(再掲) P.58	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児保健指導	(再掲) P.59	子ども未来部 母子保健課

column 5

マザーズ・サポート・ステーション（子育て世代包括支援センター）



マザーズ・サポート・ステーションの様子

子育て世代が抱える様々な悩みに対して、専任の保健師・助産師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

初めての妊娠で不安だけれども相談する人がいない、自分の育児に自信が持てないなど様々な悩みについて、窓口や電話、メールで相談対応しています。